

(電子メール施行)
教体第1205号
令和2年5月25日

各県立高等学校長様

教 育 長

感染が不安で登校できない児童生徒の出欠の取扱いについて

令和2年5月21日付け教体第1193号において連絡したとおり、6月1日から学校における教育活動を再開することとなります。

ついては、保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について、十分な説明を行いながら、下記のとおり取り扱うようお願いします。

記

1 保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

(1) 6月1日から14日までの分散登校の期間については、以下の順序で対応すること

- ① 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校所在地の感染状況や学校で講じる感染症対策について十分説明し、理解を得るよう努める。
- ② ①をしたうえでも、登校できないと保護者等から連絡がある場合は、校長が合理的な理由があると思われ、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない。その際、出席停止とする期間は1週間を上限とし、それ以後については、再度検討すること。
- ③ 6月15日までには登校できるように、継続して理解を求める。

(2) 指導要録記載上の取扱いについて

以下の通知の該当部分により出席停止とする

30 文科初第 1845 号

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

【別紙3】高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

[2] 指導に関する記録

7 出欠の記録

(2) 出席停止・忌引等の日数

【4】非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

2 通常登校となる6月15日以降

欠席とする

(電子メール施行)
教体第1205号
令和2年5月25日

県立芦屋国際中等教育学校長 様

教 育 長

感染が不安で登校できない児童生徒の出欠の取扱いについて

令和2年5月21日付け教体第1193号において連絡したとおり、6月1日から学校における教育活動を再開することとなります。

ついては、保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について、十分な説明を行いながら、下記のとおり取り扱うようお願いします。

記

1 保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

(1) 6月1日から14日までの分散登校の期間については、以下の順序で対応すること

- ① 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校所在地の感染状況や学校で講じる感染症対策について十分説明し、理解を得るよう努める。
- ② ①をしたうえでも、登校できないと保護者等から連絡がある場合は、校長が合理的な理由があると思われ、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない。その際、出席停止とする期間は1週間を上限とし、それ以後については、再度検討すること。
- ③ 6月15日までには登校できるように、継続して理解を求める。

(2) 指導要録記載上の取扱いについて

以下の通知の該当部分により出席停止とする

30 文科初第 1845 号

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

【別紙3】高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

[2] 指導に関する記録

7 出欠の記録

(2) 出席停止・忌引等の日数

【4】非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

【別紙2】 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

〔2〕 指導に関する記録

9 出欠の記録

(2) 出席停止・忌引等の日数

【4】 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

2 通常登校となる6月15日以降

欠席とする

(電子メール施行)
教体第1205号
令和2年5月25日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

感染が不安で登校できない児童生徒の出欠の取扱いについて

令和2年5月21日付け教体第1193号において連絡したとおり、6月1日から学校における教育活動を再開することとなります。

については、保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について、十分な説明を行いながら、下記のとおり取り扱うようお願いします。

記

保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- 1 以下の順序で対応すること
 - ① 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校所在地の感染状況や学校で講じる感染症対策について十分説明し、理解を得るよう努める。
 - ② ①をしたうえでも、登校できないと保護者等から連絡がある場合は、校長が合理的な理由があると見なし、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない。その際、出席停止とする期間は1週間を上限とし、それ以後については、再度検討すること。
 - ③ 主治医の見解を保護者に確認するなど、児童生徒等の障害の状態等を踏まえ、適切に対応すること
- 2 指導要録記載上の取扱いについて
以下の通知の該当部分により出席停止とする

30 文科初第 1845 号

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

【別紙3】高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

[2] 指導に関する記録

7 出欠の記録

(2) 出席停止・忌引等の日数

【4】非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

【別紙 2】 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

〔2〕 指導に関する記録

9 出欠の記録

(2) 出席停止・忌引等の日数

- 【4】 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

【別紙 1】 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

〔2〕 指導に関する記録

10 出欠の記録

(2) 出席停止・忌引等の日数

- 【4】 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数